

新入生歓迎会規則

第一章 当規則について

1. この規則は新入生歓迎会におけるサークルの勧誘活動全般に関する規則である。
2. 当規則における「新入生歓迎会」とは、主に新入生やサークルを対象に当委員会が主催する行事全般を指す。
3. 当規則は、略称として「新歓規則」を使用する。
4. 当規則の改定は次の過程を経て行う。
 - a. まず、新入生歓迎会参加予定の全団体宛ての連絡手段によって改定内容を説明する。以降、2週間に渡って、新入生歓迎会参加予定団体所属者から、改定内容について意見や指摘を受け付ける。
 - b. 各意見や指摘を発した者と交渉しながら、両者が合意する内容へと修正を施す。合意に達するのが難しい場合は、新入生歓迎会参加予定の全団体による多数決によって修正内容を定めることがある。
 - c. 以上の過程を経た上で、新入生歓迎会参加予定の全団体を出席対象とする場において、最終的な改定内容を示し、過半数の承認を得た後、施行とする。
5. 新歓規則は当委員会のホームページに掲示する。
6. **新入生歓迎会に参加を希望する団体は当規則に同意したものとする。**
7. 当委員会は、サークルの提供する情報を無断で本来の目的以外に用いてはならない。

第二章 総合規則

1. 新入生歓迎会期間中の学内での飲酒を一切禁止する。 6点
2. 当委員会により定められた勧誘時間、勧誘場所に反する勧誘活動を禁止する。 2点
3. 当委員会により定められた期間、場所に反する立て看板の設置を禁止する。 2点
4. 新入生歓迎会の進行を妨害していると見なされる行為を禁止する。そうした行為が確認された場合、注意・指導を行い罰則を科す。 3点

5. 他の新入生歓迎会参加団体の勧誘活動を妨害しているとみなされる行為を禁止する。そうした行為が確認された場合、注意・指導を行い罰則を科す。 3点 *1*2
6. 所定の場所以外での喫煙を禁止する。 2点
7. 学内での危険と見なされる行為を禁止する。そうした行為が確認された場合、注意・指導を行い罰則を科す。 3点
8. 強引な勧誘と見なされる勧誘行為を一切禁止する。そうした行為が確認された場合、注意・指導を行い罰則を科す。 3点
9. 新入生への迷惑行為と見なされる行為を禁止する。そうした行為が確認された場合、注意・指導を行い罰則を科す。 3点
10. 電気通信大学所属でない者による勧誘活動を禁止する。例外としてインカレサークル等としての他大学の学生については、名簿を本学学生課へ提出している場合には勧誘活動を認める。 2点
11. 備品の使用に当たり危険であると見なされる行為を禁止する。そうした行為が確認された場合、注意・指導を行い、その備品の使用を禁止すると共に罰則を科す。 3点
12. 申請した勧誘活動が無断で放棄した場合、罰則を科す。 2点
13. 学校施設の使用に当たり、時間外に物品を置くことを禁止する。特別な事情があり、事前にメール等で当委員会に申請し認められた場合は除く。使用時間を過ぎた時点で発見された所持物は当委員会が押収する。押収した場合はその旨を連絡するが、1週間程度応答がない場合は廃棄することがある。 1点
14. 当委員会が出席を指示した、説明会等の場を無断欠席した場合は罰則を科す。事前に当委員会に連絡した場合の欠席は除く。 3点
15. 新入生に対し、飲酒や喫煙を助長する行為を禁止する。 6点
16. 悪天や災害等により、新入生歓迎会の開催、続行が難しい場合、急遽中止とする場合がある。
17. 大学施設内での飲食は原則禁止とされているため、大学施設内での飲食物の提供は禁止する。ただし、事前に申請し承認を受けた団体での規則に従った状況下での提供は認める。また学内の食事会は許可を得た団体のみとする。 3点
18. 当委員会が新入生歓迎会参加団体を対象に公開した情報を不特定多数の対象に二次公開する行為を禁止する。 2点

19. 当委員会が出席を指示した、説明会等の場を無断欠席した団体は、その場で募集の案内をした申請物を提出できない。
20. 活動に当たり当委員会が特に指示しない事項については、大学の方針、規則等に従うこと。

第三章 罰則

1. 罰則適用期間は、新入生歓迎会参加予定の全団体を出席対象とする場において当規則について説明した時点から、当委員会の定める新入生歓迎会開催期間終了時までの間とする。
2. 罰則適用期間中、各新入生歓迎会参加(予定)団体には、当規則の各項目に則って項目ごとに記載された罰則点数が加算されていく。
3. 罰則点数の合計点は、当委員会より特に指示がなければ、罰則適用期間開始時点で0点とする。この事項に関しては、前年度の合計点数を引き継ぐというような指示を出すことがある。罰則適用期間開始時点での指示に注意し、その指示に従うこと。
4. 罰則適用期間中に当規則が改定された場合、罰則点数の合計点数の扱いについては当委員会の指示に従うこと。特に指示がない場合、改定前後で合計点数は変化しないものとする。
5. 罰則点数の合計点数に応じて、以下に示す処罰を適用する。またこの合計点数は教室割り振り等の選考に使用することがある。
6. **合計点数が5点に達した場合、その時点から半年間、当委員会の主催するあらゆる行事への参加を禁止する。**
7. **合計点数が6点に達した場合、その時点から1年半の間、当委員会の主催するあらゆる行事への参加を禁止する。**
8. 罰則点数を加算する際、当委員会からメール等によって罰則対象団体へ通達を行う。ただし、新入生歓迎会期間中は直接口頭で通達する場合がある。
9. 全ての罰則において、通達した内容に誤りがあったと認められる場合は、罰則を取り消す。
10. 罰則点数の合計点数により**処罰の適用を通達された団体はそれに従わなければならない**。従わない場合は、当委員会が許可を下すまでの間、当委員会の主催するあらゆる行事への参加並びにあらゆる勧誘活動を禁ずる。

第四章 附則

1. この規則は平成 27 年 3 月 2 日に制定された。
2. この規則は平成 28 年 1 月 25 日に改定された。
3. この規則は平成 29 年 1 月 27 日に改定された。
4. この規則は令和元年 11 月 22 日に改定された。
5. この規則は令和 3 年 12 月 3 日に改定された。
6. この規則は令和 5 年 3 月 30 日に改定された。
7. この規則は令和 6 年 1 月 17 日に改定された。